

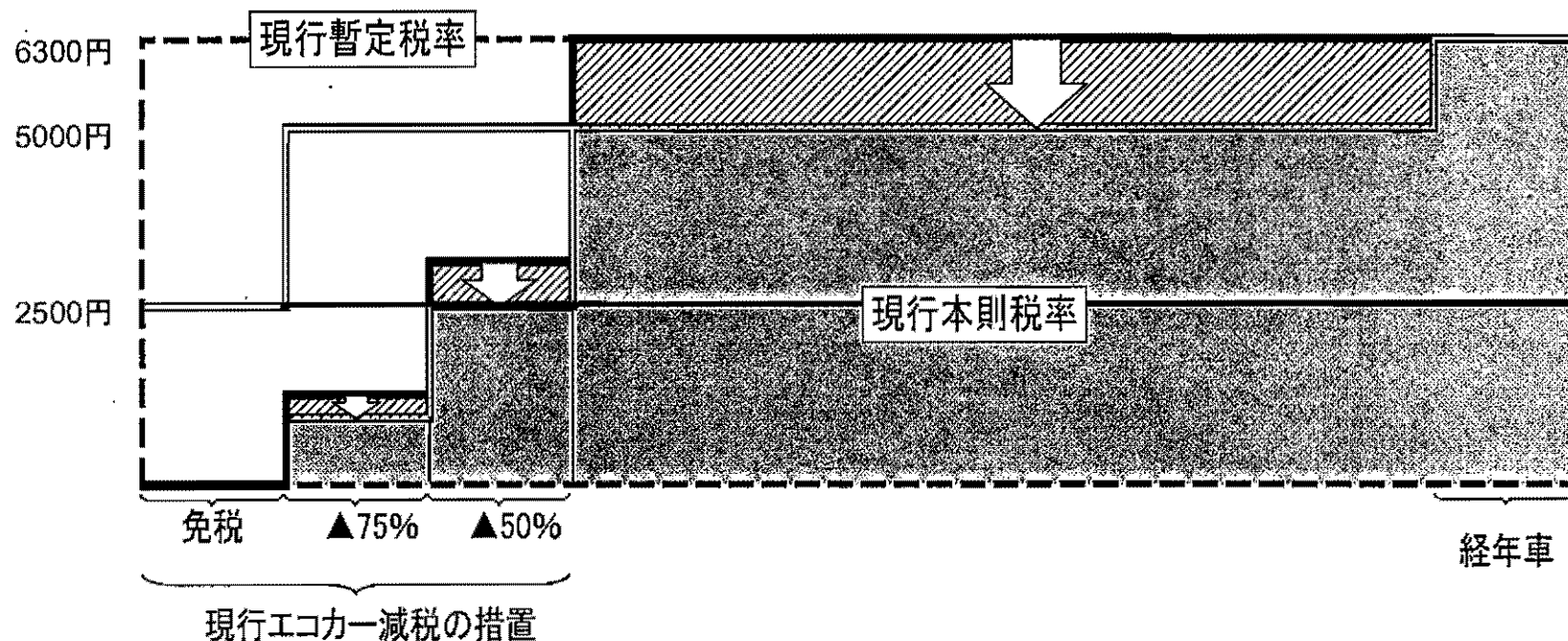
暫定税率

1. 現行の10年間の暫定税率は廃止するが、当分の間、税率水準を維持する。
2. 自動車重量税については、地球温暖化対策の観点から、当分の間、環境負荷に応じて税率を設定することとし、暫定上乗せ分の国分の半分程度に相当する規模の税負担を軽減する。
3. 国民生活を守るため、平成20年度上半期のような原油価格の異常な高騰が続いた場合には、上記当分の間、税率の課税を停止できるような法的措置を講ずる。

自動車重量税の見直しの内容（案）

- 次世代型自動車(電気自動車、ハイブリッド車等)には本則税率を適用。
- それ以外の車種(ガソリン自家用乗用車)については、重量当たりのCO2排出量が次世代自動車の倍程度であることを踏まえ、本則税率の2倍の税率とする。
- 軽自動車、大型車、営業車等については、ガソリン自家用乗用車に係る現行税率からの引下げ割合と同程度の税率引下げとなるよう調整する。
- 経年車(18年超)については、環境への負荷を考慮して、現行の負担水準(暫定税率の水準)を維持。
- いわゆる「エコカー減税」(24年4月末まで)については維持。(軽減の対象となる税率が引き下がることに伴い負担減。)

自家用乗用車の場合の税率 (0.5t・年あたり)



自動車重量税の税率の概要（案）

（単位：円）

車 種		車検 期間		本則税率	現行税率（～30.4.30）		改 正 案			
					自家用	営業用	自家用	営業用		
検 査 自 動 車	乗 用 自 動 車		3年	車両重量0.5tごと	7,500	18,900	—	15,000	—	
			2年	"	5,000	12,600	—	10,000	—	
			1年	"	2,500	6,300	2,800	5,000	2,700	
	バ ス		1年	車両総重量1tごと	2,500	6,300	2,800	5,000	2,700	
	トラック		車両総重量 2.5 t 超	2年	"	5,000	12,600	5,600	10,000	5,400
				1年	"	2,500	6,300	2,800	5,000	2,700
			車両総重量 2.5 t 以下	2年	"	5,000	8,800	5,600	7,600	5,400
				1年	"	2,500	4,400	2,800	3,800	2,700
	特 種 車		2年	"	5,000	12,600	5,600	10,000	5,400	
			1年	"	2,500	6,300	2,800	5,000	2,700	
	小 型 二 輪		3年	定 額	4,500	7,500	5,100	6,600	4,800	
			2年	"	3,000	5,000	3,400	4,400	3,200	
			1年	"	1,500	2,500	1,700	2,200	1,600	
	検査対象軽自動車		3年	"	7,500	13,200	—	11,400	—	
			2年	"	5,000	8,800	5,600	7,600	5,400	
1年			"	2,500	4,400	2,800	3,800	2,700		
届出 軽自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車	—	"	4,000	6,300	4,500	5,500	4,300	
		その他	—	"	7,500	13,200	8,400	11,300	8,100	

※18年超経年車については、現行税率を適用。